

【登録住宅性能評価機関】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、平成22年6月1日現在、全国で116機関（大臣登録32機関、地方整備局長等登録84機関）が登録されている。国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局長等の管轄区域内のみにおいて行うものに係る権限については、地方整備局長等に委任されている。

【住宅性能表示制度の概要】

- (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 住宅の性能評価を客観的に評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とする。
- (4) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化する。

【株式会社住宅検査保証協会】

- 登録番号 国土交通大臣登録第12号（登録日：平成19年12月17日）  
（当初指定日：平成12年11月1日）
- 業務区域 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島部除く）、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県（島嶼部を除く）、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録  
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録  
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 住所 東京都墨田区江東橋2丁目2番3号
- 代表者 大場喜和

【関係条文】

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

（評価の業務の義務）

第十五条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅延なく、評価の業務を行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

（改善命令）

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告、検査等）

第二十二条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録住宅性能評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年三月三十一日建設省令第二十号）

（評価の業務の実施基準）

第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。
- イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従い、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書をもって行うこと。
- ロ・ハ （略）
- 二～五 （略）

○評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）

附則（平成十八年九月二十五日国土交通省告示第千百三十号）

- 1 この告示は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の評価方法基準第5の1-3、4-3及び4-4の規定は、住宅性能評価については平成十九年四月一日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成十九年一月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成十九年一月一日以降に試験が申請される特別評価方法から、それぞれ適用するものとする。
- 3 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。